

第3回北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会 議事録

日 時：平成25年4月24日(水)10:00～

場 所：北海道第二水産ビル8BC会議室

1 開 会

(小田主幹)

定刻となりましたので、ただ今から、第3回北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会を開会いたします。

開催に当たりまして、部会長であります一色先生からご挨拶をお願いいたします。

2 挨 拶

(一色部会長)

みなさまおはようございます。この部会は、親委員会であります北海道食の安全・安心委員会よりBSE対策のあり方に関することと、国のBSE対策の見直しに関連しまして道内の意見の整理と調査等を行って親委員会に提言するという付託されております。

国の食品安全委員会のリスク評価の議論も進んでおりまして、リスク管理機関としての厚生労働省も地方自治体に対して要請を行う、それから、国際獣疫事務局、OIEに対しても日本がいわゆる清浄国の申請をする、情勢がかなり動いております。

さらに、この部会に対しても、いわゆる先走ったような報道が出ておりますけれども、今日はぜひ惑わされることなくきちんとした議論をしっかりと行ってまいりたいと考えております。午後から親委員会が待っておりますので、最終的には提言書をつくりたいと思います。今日は、ちょっと新しい試みとして提言書の取りまとめを、そのスクリーンに映しながら皆様の意見を反映させていきたいと考えております。きょう午前中の議論になりますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

(小田主幹)

続きまして、農政部食の安全推進局長の多田よりご挨拶申し上げます。

(多田局長)

食の安全推進局長の多田でございます。食の安全・安心委員会BSE専門部会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

一色部会長初め特別委員の皆様方には、ご多用のところお集まりいただきましたことに厚くお礼を申し上げたいと思います。本部会は昨年10月、北海道食の安全・安心委員会にと畜牛のBSE検査のあり方についてご提言をお願いし、委員会のもとにこの部会を設置させていただきまして、11月19日、そして本年の2月25日と検討を重ねて今回が3回目ということでございます。この間、今月の8日には内閣府食品安全委員会が、と畜牛のBSE検査月齢を48か月超に引き上げたとしても人への健康影響は無視できると

いう評価書（案）を取りまとめまして、現在パブリックコメントが行われているところでございます。

また、来月の末にはO I E、国際獣疫事務局で我が国が無視できるB S Eリスクの国、いわゆる清浄国の認定を受ける見込みとなっております。さらに先週の19日には、厚生労働省と農林水産省の連名で各自治体宛てに、7月1日には検査対象月齢を48か月超に引き上げることを予定しており、これに合わせて全国一斉に自主検査をやめるよう要請する文書も私どものところに届いているところでございます。

道といたしましては、本日の専門部会におきまして非定型B S Eや都府県に対するB S E検査の方針に関するアンケート、さらには流通業界に対する意識調査についてご検討をいただきたいと思います。また、十分にご議論をいただく中で北海道におけると畜牛のB S E検査のあり方についてのご提言の取りまとめをお願いしたいと考えているところでございます。

一色部会長はじめ特別委員の皆様にはよろしく申し上げ、簡単ではございますけれども開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（小田主幹）

本日は一色部会長と4名の特別委員の方々全員にご出席をいただいておりますので、北海道食の安全・安心委員会運営要綱第4条の2により会議が成立していることをご報告申し上げます。

本日の議題は、次第にお示しいたしましたとおり検討事項としましては、アとして非定型B S Eについて、イ 都府県に対するB S E検査の方針に関するアンケート結果（概要）について、ウ 流通業界に対する「と畜場におけるB S E検査に関する意識調査」の結果（概要）について、最後、エ 北海道におけると畜牛のB S E検査のあり方についての提言（案）の取りまとめについて、以上4点でございます。

配付資料の確認をいたしますが、配付資料としましては、検討事項アの関連が資料1でございます。検討事項イの関連が資料2となります。検討事項ウの関連が資料3となっております。

なお、参考資料としまして、今日19日、4月19日付で厚生労働省と農林水産省が連名で各全国の自治体宛てに発出しました国産牛に関するB S E対策の見直しなどに関する依頼文書を添付させていただきます。

また、その後ですが参考資料の1番から5番としまして、専門部会設置要綱や委員名簿、B S E専門部会の過去2回分の概要、2月14日に札幌市内で開催しました国内におけるB S E対策の見直しに関する説明会で道が説明しました資料、そして、内閣府食品安全委員会で実施していますパブリックコメントの概要と評価書（案）をあわせた資料。以上、参考資料1から5番としてお配りしておりますので、お手元の資料をご確認いただきたいと思います。

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては一色部会長にお願いしたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 検討事項

ア 非定型BSEについて

(一色部会長)

それでは、早速ですけれど議題に入らせていただきたいと思います。

本日の部会では、議題に従いまして、まず検討事項のアからウまでを事務局から説明を受けたいと思います。その後に委員の方から意見を述べていただきたいと思います。

その後、検討事項のエにありますとおり、北海道におけると畜牛のBSE検査のあり方について本部会としての提言(案)を最終的に取りまとめたいと考えております。

なお、本日の会議は12時を目処に終了したいと考えておりますので、議事の進行につきましてご協力をお願いいたします。

それでは、議題(1)のアについて事務局から説明をお願いいたします。

(奥田家畜衛生担当課長)

家畜衛生担当課長の奥田でございます。資料の1をご覧ください。

非定型BSEについてでございます。この資料は、動物衛生研究所プリオン病研究センター、横山先生の了解を得て、先生が用いられております資料を参考に若干手を加えさせていただいて、監修の上使用していることをまず最初にお話しさせていただきたいと思います。

まず1ページ目でございますけれども、非定型BSEの概要を記載してございます。日本でBSEが初めて確認されました平成13年の2年後になりますけれども、2003年ごろから世界的に従来型とは異なるBSEが主に老齢牛で報告されるようになりました。なお、日本で発生した1頭もこの時期に摘発されております。

その後の調査でEUで残されておりました材料からさかのぼって調べましたところ、2001年ごろにはイギリスでも既に存在していたことが判明しております。

非定型BSEは欧州、北米、日本などで約70例が認められており、これまで世界で約19万頭のBSEが発生しているのに対して、70頭の数字は非常に少ない比率となっております。

非定型BSEは確認時の年齢が6.3歳から18歳でありまして、ほとんどが8歳を超える牛であり、自然発生する孤発性の可能性が高いと言われております。

ウェスタンブロット法という方法で、異常プリオン蛋白質のパターンが2種類、H型及びL型に分類されております。

特にL型という非定型は、ヒトの孤発性CJD、100万人に1人発生すると言われておりますが、この孤発性CJDに似ているとの意見もありますが、明らかではございません。

次に2ページ目を見ていただきまして、上段の「世界の非定型BSEの発生状況」を見ますと、L型、H型それぞれが認められております。で、BSEの見つかっているほとんどの国、ヨーロッパ、北米、日本では非定型BSEが認められております。ちなみに、日本は2例ございますがL型でございます。

中段は、これまで最も多く非定型BSEの発生しているフランスでの報告でございま

す。フランスでは、肉骨粉の飼料規制によりまして2002年をピークとしてBSEの発生頭数が減少しております。2001年から2007年までに645例のBSEが発生しておりまして、このうち非定型L型BSEが6例ございました。L型は毎年のように一定の頻度で、なおかつ老齢牛で発生しており、孤発性、自然発生のBSEである可能性を示唆しております。

この報告の中では未分類というのがございますが、これは病理検査の材料の不足により分類できなかったとのことでございます。

次に3ページを見ていただきますと、日本では2例、非定型BSEが確認されております。上段の1例目は23か月齢という非常に若い月齢での事例でございます。この事例につきましてはエライザ検査といたしまして簡易検査で行っておりますが、これではぎりぎりの陽性でございまして、ちょっと微妙なものでございました。その後、精密検査といたしましてウエスタンブロット法では、従来型のパターンと異なっておりました。しかしながら病理組織学的あるいは免疫組織化学的には陰性という結果となっております。病変がない事例でございます。

このサンプルを用いまして、牛のプリオンを過剰に発現する遺伝子改変マウス、こちらの脳に接種を行いまして伝達試験を行いましたが、2代に渡って長期に観察しましたが伝達性は認められなかったということでございます。

伝達性が認められなかった理由といたしましては、異常プリオン蛋白質のこのマウスへの感受性が非常に悪かった、いわゆる感染性がなかったのか、あるいは異常プリオン蛋白質が余りたまっていなかったのか。非常に量が少ないということが言われておりますが、ということが考えられました。

下段は14歳という老齢の黒毛和種の事例でございます。こちらはエライザ検査が強陽性と言いましてかなり値が高いものでございます。精密検査のウエスタンブロット法でも陽性、病理組織学的にも免疫組織化学的にも陽性でございます。マウスでの伝達試験に加えまして牛の脳内接種でも伝達性が確認されております。

4ページを見ていただきますと、非定型BSEは伝達性を有しており、定型BSEとは異なる性状を有しているということの説明でございます。

牛型のプリオンを過剰に発現するマウス、遺伝子改変マウスの脳内に接種を行いますと非定型BSEも伝達性が見られます。定型、従来型のBSE、それから非定型L型、非定型H型のBSEでは、それぞれ脳内の病変の違い、蓄積するプリオンの違い、潜伏期の違い、ウエスタンブロット法での性状の違いが見られました。非定型BSEは定型BSEとは異なるプリオンに由来するものと思われるとの結論でございます。

次に5ページ目の上段を見ていただきますと、これは、牛の脳の中にそれぞれのプリオンを接種した伝達試験でございます。C-BSEというのが定型BSE、従来型のBSEです。L-BSE、H-BSEというのはそれぞれ非定型でございますが、L型、H型の非定型は過敏症というのが見られない。定型BSE、C-BSEは過敏症、従来言われておりましたけれども体がふらふら揺れるですとか、ばたんと倒れるですとか異常な行動をとるような定型BSEのようなものではなくて、どちらかといいますと沈鬱でございます。音にも過敏ではございません。筋肉のけいれんといった症状がありまして静かに亡くなるといったような、ちょっと症状が違う病気となっております。また、従来型は脳内に接種いたしますと2年ほどで発病いたしますが、L型ではそれよりも短い

潜伏期で発病しておりますし、H型は逆に少し長い傾向がございました。

下段を見ていただくと、非定型BSEの実験感染牛におけるプリオンの組織分布を示しております。牛の脳内にプリオンを接種いたしまして、その後の異常プリオン蛋白質の分布を調べましたところ、非定型BSEのプリオンも定型BSEと同じく中枢神経系、SRM、特定危険部位とされている部位に検出されました。さらに発病の末期では、経過を観察していきますと定型BSEと同様に蓄積が確認されまして、現行のSRMの定義は非定型BSEにも適用できるということが判明しております。

次に6ページ目の上段を見ていただきますと、非定型BSEの遺伝子改変マウスへの伝達試験の結果について述べております。C-BSEというのは定型BSE、こちらを遺伝子改変していない普通のマウス、牛プリオン発現遺伝子改変マウス、いわゆる牛の代わり、人プリオン発現遺伝子改変マウス、人の代わり、羊プリオン発現遺伝子改変マウス、羊の代わりですが、こちらに脳内接種いたしますと、発病しますが、出てくるプリオンは全てC、従来のBSEでありました。

しかしながらL型の非定型BSEを接種いたしますと、遺伝子改変をしていないマウスでは最初は無病変なのですが、2代継代で定型BSEに変わる、定型BSEが発現するということがわかりました。

牛型及び人型につきましてはそれぞれ変わりはありませんでしたが、羊プリオン発現遺伝子改変マウスでは、こちらやはり定型BSEに変わったということがございます。

H型の非定型につきましては接種いたしますと、こちらは遺伝子改変していないマウスですとか牛プリオン発現遺伝子改変マウスでは、従来型のBSEとH型のBSEとが混じった状態で病変が発現したプリオンが検出されたといったような結果となっております。

その他については特段変わりはなかったということがございます。

人型のほうには病変がなかったということがございますので、人に対する感染性がないのかどうかわかりませんが、なかったといったような結果となっております。

こういったことから総合的に実験の結果から言えますことは、非定型BSEが定型BSE、従来型BSEの起源となった可能性が示唆されております。あくまでも実験の上でございますけれども、孤発性の非定型が感染を繰り返すうちに定型に変わっていった可能性が示唆されております。

下段を見ていただきますと、非定型BSEの起源でございますけれども、大きなものとして孤発性のBSE。加齢に伴う蛋白質の品質異常が疑われております。

2番目は、遺伝子変異による家族性の病気。こちらはヒトにある家族性CJDに相当する遺伝子変異があるのではないかという考え方でございます。

3番目は、BSEプリオンが牛以外の別の動物へ伝達する過程で、あるいはレンダリング処理、死亡獣畜の加熱・加圧等の処理の中で餌を介して感染した可能性が指摘されております。

4番目としては、羊のスクレイピーなど牛以外のプリオンが餌を介して感染した可能性が考えられております。

この四つが考えられております。

次に7ページ目を見ていただきますと、非定型BSEを考慮したBSE対策についてまとめとして記載しております。

非定型BSEは飼料を介して牛へ感染することから、実験からもわかっておりますけれども、定型BSE対策と同様、飼料規制の継続が必要でございます。

非定型BSEは高齢牛で発生することから、高齢牛のBSE検査は必要でございます。現行のBSE検査は非定型BSEの診断も可能でございます。

という内容となっております。

以上で説明を終わります。

(一色部会長)

はい。ありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして各委員からご意見をお伺いする前に、疑問点等ございましたらご質問をしていただきたいと思います。どうぞ、この書類または今の奥田課長の説明について疑問点がございましたらお願いいたします。

このLとかHというのは、電気泳動で流したときに分子量が大きく見える、または小さく見えるという、そういうことでLとHが定義されているということですね。

どうですか。ご質問お願いいたします。

(塩越特別委員)

すみません。5ページのBSEの牛への伝達試験のところなのですが、定型であれば潜伏期が675日ということですね。それから、臨床症状期というのが128日と書いております。これは、最終的に症状が出るまで675プラス128という考え方でよろしいのでしょうか。

(奥田家畜衛生担当課長)

そのように聞いております。

(塩越特別委員)

月数で考えますと意外と短い間隔で出るのかなと。

(奥田家畜衛生担当課長)

一応、牛の脳内接種の結果でございますので、食べたものとは違うというように理解していただければよろしいと思います。

(塩越特別委員)

はい。わかりました。

(一色部会長)

堀内先生、脳内接種というのはどうやってやるのですか。穴をあけて押し込むというようなことなのですか。

(堀内特別委員)

実際に麻酔下で牛の頭蓋に穴をあけて中脳の下の方にまでこの接種液を入れるのです

けれども、技術的には問題なくできる方法です。

それから、今の潜伏期のお話ですけれども、潜伏期というのは症状が出るまでで、臨床症状期というのは症状が出てから病末期に至るまでの有病気という臨床症状を有する期間になりますので、C-BSEの場合は脳内接種した場合に675日、約2年弱で牛が初期の臨床症状を出して、それから2、3か月かけて末期に至ると。立てなくなるという、そういったことに陥るといふ見方であると。

(一色部会長)

ご質問でもご意見でも構いません、どうぞご発言をいただきたいと思います。
塩越さん、どうですか。

(塩越特別委員)

そうなりますと、潜伏期から臨床症状期までを足したら大体800日ですね。ですから、800日となると月齢でいったら20数か月齢ですね。意外と短い期間で脳内接種では出るのかなというイメージが。これが大体一般の状況に、これがイコールで当てはまるとは限らないわけですね。

(堀内特別委員)

これはあくまで病原体を脳に直接打った状態です。自然状態では考えられない経路ですので、これを例えばC-BSEという定型BSEを経口的に摂取した場合、食べさせた場合は発病までの期間はもっと長くなります。で、これは食べさせた量によって変わりますので、例えばものすごく多い量、具体的にはBSE感染牛の脳100グラムを食べさせても発病してくるのが食べさせてから42か月齢以降ということで、経口摂取の場合、非常に多い量食べさせても脳内接種より発病までの時間は長くなります。

(塩越特別委員)

ということは、30何か月齢ぐらいまでからはもうこのBSE検査でひっかかってくるというつかみでよろしいのでしょうか。

(堀内特別委員)

今、実際に飼育されている牛で脳内に直接病原体が入るということはありませんので、逆にイギリス、ドイツ、日本で行われた口から食べさせる実験の結果では30か月齢以下で病気になる牛が出てくることはないですし、また、その脳の中に異常型プリオン蛋白質が今の検査体制で使っているエライザでつかまってくることはまずないと考えてよいと思います。あくまでこれは脳内接種という特殊な条件下でこうだったということでもあります。

(塩越特別委員)

私も今のBSE検査というのは一体何か月齢からわかるのかというのが疑問でひっかかっておりまして、となりますとこの脳内接種のときには、もうすぐ脳を開いてウエスタンブロットか何かにかけてしまって、エライザはしていないのでしょうか。

(堀内特別委員)

この脳内接種の実験の場合、もちろんエライザをやっている場合もありますけれども、今行われているウエスタンプロットの感度とエライザの感度というのはものすごく大きな差はないのです。ウエスタンプロットの方が少し感度が高い程度ですので、ウエスタンプロットではっきりつかまってくるものに関してはエライザをやれば当然つかまるといふふうに考えていただいてよろしいかと思えます。

(一色部会長)

関連しまして、この資料の3ページに国内で摘発された非定型BSE2例がありますが、①の若い方というのは、非定型の異常プリオンを含んだ餌を大量に食べてしまったというような解釈もできるのでしょうか。そのあたりいかがでしょうか。

(堀内特別委員)

これの原因は全くわかりません。実際に諸外国でも24か月とか30か月齢以下の牛を検査している例がありませんので、日本のこの例だけですので原因は全くわからないのですけれども、これは非常にまれなケースですけれども、やはり孤発性といいますか、感染とは全く関係ない状態でこういう異常型のプリオン蛋白が若い牛で非常に少ないレベルでたまる可能性があるということを示唆しているのではないかと。

(一色部会長)

孤発性の異常プリオンを蓄積している牛をもし肉骨粉にしてしまったとすると、やはり普通のBSE異常プリオンと同じような挙動で次の牛をBSE、孤発性と言っているのかな、非定型の異常を発症させてしまうという、そういう可能性はやっぱりあるのでしょうか。

(堀内特別委員)

今、一色先生がおっしゃったように、これを孤発性と決めつけてしまうのはちょっとまだ問題があるのですけれども、ワーストシナリオで考えると孤発性と考えることでその最悪のケースは想定できると思うのですが、この孤発性のBSEの脳乳剤を経口的に摂取して牛が感染するかどうかというのは今現在実験は進行中です。ただし、脳内接種、最も感度のいい方法で接種した場合には牛に感染するということから、最悪のシナリオを考えた場合に、やはり経口的にも牛に感染する可能性があるということから考えなければいけないと。そうすると、万が一これが飼料に混じった場合には牛に感染する危険性は否定できないということになります。

(一色部会長)

現在、飼料規制が厳しく行われて、肉骨粉は牛に与えないということが行われていますので、もし孤発性のものが出たとしても、それを現在はフードチェーンといいますか、牛の餌には入れない仕組みはもうでき上がっているということによろしいですね。

ご意見またはご質問ございましたらどうぞ。

(塩越特別委員)

一応ここには今、H型とL型の結果が載っておりますけれども、スイスからはH型にもL型にも分類されない非定型も発見されているというようなことを読んだのですが、となりますとまだまだ違うタイプの非定型というのがあるのでしょうか。

(堀内特別委員)

非常に難しいご指摘なのですけれども、確か2011年だったと思うのですが、レポートが2012年だったか2011年だったか定かではないですが、最近スイスでHでもLでもないという非定型と言われるものが2頭見つかったというのは事実でございます。ただ、これに関しては、まだ見つかって間もないということで恐らくスイスのほうで実験が継続されているのではないかと思います。一般論からすると、今ご指摘のようにほかにもまだ類似のものが出てくる可能性はあると。ただ実際に日本の例を見ましても、今までに日本で全頭、千数百万頭行われていてスイスのようなものは出てきていないということでもあります。

(一色部会長)

いわゆるリスクとして考えた場合には、発生頻度の問題を考えて、さらに、もし牛又は人が発病したときの症状の重さというのを考えますと、非定型というのは発生頻度はかなり低いというような認識でよろしいのでしょうか。

そして、さらに餌の規制をきちんとやるということと、特定危険部位をきちんと取り除くということ。その前に、獣医師が、いわゆる臨床症状と言っていいのか、食肉として食べていいのかどうかを生きている状態で見きわめているという、こういうリスク管理が日本ではきちんと行われているのも現実だと考えて、定型BSEの対策というのが非定型BSEの対策にも効果的であると。

堀内先生、そういう認識でよろしいのでしょうか。

(堀内特別委員)

現在行われている定型BSEの対策というのは、非定型BSEが人それから牛へ感染拡大することを防ぐためには有効であると思っています。

ただ、非定型BSEなのですけれども、これは臨床症状から判断することがなかなか難しい。定型もそうなのですけれども、非定型はさらに臨床症状がはっきりしないまま病末期に至るといような傾向がありますので、やはり現場での獣医師による目視での摘発というのは限界があるかと思っています。

(一色部会長)

いわゆる農場等で症状を出したり死亡した牛については家畜保健衛生所の獣医師がちゃんと見て、必要があればBSEの検査をきちんと現在でもやっているということですね。この様な資料を調べたり、この部会でもかなり議論してまいりましたけれども、いわゆる現在のBSE対策というのは非定型BSE対策にもきちんとなっているということだろうと思います。ただし、検査をどうするかということになると、非定型は特に高

齢牛についてはきちんとやっておかないと、高齢牛に非定型が出てくるのを見逃してしまふ可能性もあるということがわかったような気もいたします。

これは、人間の孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病についても100万人に1人というようにことを言われておりますので、人間のプリオン病の研究をどんどん推進していただくということも一つ。それから、牛についても非定型を含めてプリオン病の研究はこれで終わりということではなくて、ぜひ推進していただきたいと考えているところでございます。

小倉委員、佐々木委員、何かご意見ございますか。

(小倉特別委員)

今言われたように、従来の定型の関連で非定型も排除できる。今言うように脳に直接入れた時と口から入れた時の差ですか、その期間、それで、今、最終的には48か月ということ。他の国は70数か月もあるのですけれど、ここら辺の不安がきちんと排除されるのであれば今言われたような結論の中での方向性でいいと思います。

(佐々木特別委員)

全く同感です。

(一色部会長)

はい。ありがとうございました。

この議題についてはそろそろ終わりにしたいと思いますが、塩越委員、何かございますか。

(塩越特別委員)

私、食品関係の基準を見ていましていつも思うのですが、例えば重金属であると0.2ppm、100万分の0.2gぐらいですか。ちょうどイギリスの報告書を読んでいて思ったのですけれど、200万頭、300万頭のうち2頭あったとしたときに、大体1から0.7ppmぐらいになるのかなど。このぐらいの基準というのは、食品であれば重金属、または汚染物質の基準で水銀等では0.5ppmとなるわけですね。それから放射能になりますと、暫定基準になるとその1,000分の1のppbオーダーで論議されているわけですね。ですからプリオンのこの確率からいったら、それから比べると非常にまだ緩いような感じがしたのですけれども、堀内先生、いかがなものですか。

(堀内特別委員)

化学物質の基準値というのはADIがはっきり出せて、それに危険率という形で種差と人種差ということで100分の1が掛かるということで、かなり厳しい値に設定されていると私は理解しております。

また、化学物質と感染症をなかなか一緒に考えられないのが、感染症の場合は確かにご心配のように少しでも入ったら中で増えるということですね。この違いがあるのでなかなか化学物質と感染症の量的な問題というのは同じ土俵では考えにくいと思うのですけれども、BSE、それからBSEから人にうつったと言われるvariantCJDに関して

は、発生以降かなり世界的に検査等取り組んで、これまでかなりの知見があると。その中で実際に牛から人にうつった例も世界で二百二十数例ということで非常に少ない。日本国内で牛から人にうつった例はないと考えられているということで、かなり疫学的な状況がはっきりしているだろう。人へ感染するリスクというのは決して高いものではない。かつ、その低いリスクをさらに抑え込むための管理措置を今、日本では徹底して、世界的にもやられていますけれども、そういうところで人へのこれ以上の拡散、それから牛への拡散は防げるのではないかと考えております。やはりこれまでの疫学データというのがかなり説得力のあるものになっていると思います。

(一色部会長)

それでは、議題のAにつきましては次のように私は取りまとめたいと思います。

非定型BSEに関しては、不明点はまだ残っておりますが、定型のBSE対策、いわゆる飼料規制、特定危険部位の除去、それから個体識別、トレーサビリティですね、こういうリスク管理を適切に行うということで非定型BSE対策にもリスク管理として有効であると認識していると取りまとめをさせていただきたいと思います。

それでは議題のAを終わらせていただきまして、次に議題のイに入りたいと思います。

イ 都府県に対するBSE検査の方針に関するアンケート結果（概要）について

(一色部会長)

それでは、全国都府県のBSE検査対応方針のアンケート結果につきまして事務局からご説明をいただきたいと思います。

(本郷主幹)

保健福祉部健康安全局食品衛生課の本郷でございます。都府県に対する「BSE検査の方針に関するアンケート調査の結果の概要について説明をさせていただきます。お手元の資料2をごらんください。

本調査は、4月3日に開催された内閣府食品安全委員会プリオン専門調査会において、と畜牛のBSE検査対象月齢を48か月超に見直し可能とするプリオン評価書（案）が取りまとめられたことから、今後の各都府県のBSE検査の動向を把握することを目的といたしまして4月5日にアンケート調査を実施したものでございます。

アンケートの結果でございますけれども、と畜牛のBSE検査について、独自の全頭検査についてどのように対応される予定ですかとの質問に対しまして、全国でと畜牛のBSE検査を実施しております43都府県のうち「全頭検査をやめる方向で検討中」という回答が40自治体ございまして、ほかに「未定」と記入をされた自治体が3ございました。

BSE検査の方針に関するアンケート調査の結果の概要につきましては以上で説明を終わらせていただきます。

ウ 流通業界に対する「と畜場におけるBSE検査に関する意識調査」の結果（概要） について

（一色部会長）

それでは、続きまして流通業界に対するBSE検査に関する意識調査等の結果についてもご説明いただきたいと思います。お願いいたします。

（多田主査）

畜産振興課の多田でございます。さきに実施いたしました流通業界に対する「と畜場におけるBSE検査に関する意識調査」の結果についてご説明いたします。お手元の資料3をごらんください。

目的は、道は、と畜場における全頭検査を平成13年10月から実施しておりますが、今後、国が検査対象月齢を48か月超に緩和を行う方向であることを踏まえ、道内のと畜場におけるBSE検査のあり方についての検討に資するため、道産牛肉の消費地である都府県の流通業界に対してBSE検査に関する意識調査を実施いたしました。

対象は大手スーパーマーケットで、全国及び関東圏に店舗を展開している42社を抽出し実施いたしました。

調査方法は、調査対象に対し調査対象社名及び個別の回答内容等を公表しない旨、事前に了承を得た上でファックスやメールにより調査票を送付いたしました。

調査期間は平成25年4月10日から4月18日。

34社から回答をいただき、調査結果といたしまして、問①の「米国産牛肉を取り扱っていますか」との質問に対し、「取り扱っている」が94.1%、「取り扱っていない」が5.9%。問②の「米国ではと畜牛におけるBSE検査をハイリスク牛以外は行っていないことを知っていますか」との質問に対し、「知っている」が97.1%、「知らない」が2.9%。問③の「日本はと畜場における検査対象月齢を4月から30か月超に引き上げたことを知っていますか」との質問に対し、「知っている」が85.3%、「知らない」が14.7%。問④の「日本がと畜場における検査対象月齢を4月から30か月超に引き上げたことについて、どう考えますか」との質問に対し、「理解する」61.8%、「反対」29.4%、「わからない」が8.8%。問⑤の「日本がと畜場における検査対象月齢を科学的根拠に基づき世界基準に合わせていくことについて、どう考えますか」との質問に対し、「理解する」が79.4%、「反対」2.9%、「わからない」が17.7%です。

次に、アンケートの主な意見についてですが、「現在、消費者の食の安全安心の関心は放射能（セシウム）検査にあり、BSEはほぼ鎮静化している。しかし、米国産解禁で30か月齢の販売が開始されたことで、国産牛に対するBSE検査を継続していくことがお客様に安心のアピールができることにつながるとも言える」「現状、お客様にはBSEの全頭検査を実施しているという認識はほとんどないと思われます。今後、報道等でBSEが注目される可能性はゼロではありませんが、48か月の月齢緩和で問題ないと考えます」などの意見がありました。

以上、と畜場におけるBSE検査に関する意識調査の概要について説明を終わります。

（一色部会長）

はい。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明をいただきました調査結果について検討していきたいと思
います。

まず、全国都府県のBSE検査対応方針アンケートについて、ご意見等ございましたら
お願いいたします。

(小倉特別委員)

この3県、都府県名は載せられていないのですけれど、具体的な、例えば肉牛の主産
地形成をしているところか、肉牛が少ない、余り関心のないようなところなのか、そう
いうニュアンスというのわかりますか。

(一色部会長)

では、森さんの方から先に答えてもらいましょう。

(森課長)

このアンケートをするに当たって、各自治体ともそれぞれやはりかなりシビアな状態
になっておりまして、都府県の個別の名称は一切申し上げないということでご意見をも
らっているものですから、恐れ入りますがこの数だけでご了承願いたいと思います。

(一色部会長)

小倉委員、よろしいですか。

(小倉特別委員)

はい。

(一色部会長)

それでは、都府県のアンケートについていかがですか。ご意見ございませんか。

それでは、次に流通業界に対するBSE検査に関する意識調査、これについてご意見、
ご質問等ございましたらお願いいたします。

塩越委員、どうぞ。

(塩越特別委員)

流通業界で答えられた方々がおられないので何ともわかりませんが、実は、北大で一
般消費者を対象に論議型、要するに最初にBSEに対してどうかという意見をとった後
に専門家の、堀内先生も入られていましたね。そういう論議をして、消費者がその情報
提供を受けた後にもう一度アンケートをとったというような報告書を私見ていたのです
けれども、その説明を受けても消費者の中ではBSEに対してそんなに減っていないの
ですね。「賛成」で、説明を受けてから下がった方はいるのですが、どっちつかずの回答
が結構多くあります。で、この業界さんの中には全然そういうことが反映されていない
のだなというような、私も見て意外とショックだったのですけれども、そこら辺、消費
者の不安ということは、消費者はもう忘れていているという捉え方なのではないですか。
BSE

に対しては心配していないという考え方なのか、そこら辺がちょっとわからなかったのですが、いかがなものなのでしょう。業界さんとしての意見の中にそういうのはなかったでしょうか。

(田辺生産振興局長)

生産振興局長の田辺でございます。このアンケート調査でございますけれども、5つの問いと、自由記載方式という形でアンケートをとらせていただきました。今、塩越様がおっしゃられたような意見につきましては書かれてはおらず、書かれたことについてはこの2つが主な意見でございます、その他のところにつきましては我々としては詳細が把握できていないというのが現状でございます。

(一色部会長)

これは私の経験ですけれど、大学の授業でBSEの話をして、もう他人事みたいな感覚を持っている学生さんが多いようです。このごろの学生はぜいたくでして、卒業旅行へみんな世界中に行くのですね。で、帰ってきて、肉を食べたかと聞いたら、いっぱい食べましたよと言う学生が多い。そういう一般の若い方はBSEに関してはかなり関心が薄れているなど私も感じているところです。

(小倉特別委員)

アンケート調査をした結果こういうことなのですけれど、今回の消費者の不安というのは、検査をするしないの問題の中でここが一番問題だと思うのです。前の会議のときもお話ししましたが、いろんな専門的な疫学的なもの、世界のBSEに対する動き、それから克服したこういうものの形というのは、先ほど来の話で、大体きちんと日本も克服をしつつあって、世界と一緒に進められると。そういうことで今まで消費者としては非常に安心をしていたわけです。検査することによって、そこで白黒がはっきりすることになる。

今度はそういうことが、結局、何でもないのでから検査はやめますよということだけを言っても、消費者は、やっぱり検査したほうが良いと。まだ数%ということであるし、どちらかというところと反対しているほうの人、どちらともわからないという人は、まず安全安心が一番という基本的な考えに立って、国産というのは安全安心が当たり前で、検査することによってそれが立証されると。そういうことの過程を今回、例えば48か月でも、そういうような形になるときに理論づけたものをいかに国がきちんと提示をしていくか。

もう一つは、今言うように何もわからない無関心な人も検査しないと反対するのです。そういう人たちのためにも、やっぱりやっていること、これからやっつけようとしていくこと、今まで20か月、若齢からやっているものをなぜ48か月にするのか。それから、今、例えば日本の国の法規制の中でそういういろんな規制があって、いろんなことをやっているのです。で、48か月になって、これからやろうとすることを改めてきちんと国民に厚生労働省は提示をして、これからBSEというものに対して日本は、検査をやめるわけではないのですけれどこういうふうになりますよと。そういうものを都道府県ごとに出すよりは、厚生労働省がそういうパンフレットのようなものをびしっと作って、

インターネットでもいいのですけれど、共通した国民が理解できる、しかもわかりやすい表現。国が国民に提供する材料というのは非常にわかりづらいのです。わからなくて当たり前と言うかもしれないけれど、今言ったようなことをぜひ附帯事項として進めてほしいと思います。

(一色部会長)

はい。ありがとうございます。

これは私の個人的な意見ですけれど、消費者庁ができてからリスクコミュニケーションといいますか、国民への情報提供とか国民との意見交換、これがどうもうまくいっていないのではないかと。だから、国民はわかりにくいよというふうなことを厚生労働省または食品安全委員会に言うような配慮を消費者庁がしてくれればいいのになという個人的な意見を持っているところでございます。

塩越委員、そのあたりいかがですか。

(塩越特別委員)

実は、今回ではないのですけれど、前に言いましたでしょうか、4、5年前に私のところで道内で大体700サンプルぐらいとりましてBSEに対する意識調査をやったことがございます。ちょうどアメリカから30か月齢を要求されていたころだと思います。そうしますと、はっきり出ましたのが、要するに若い20代、30代の方々がBSEに対する意識が低い。どうして低いのか考えてみましたら、BSEの問題が起きた平成13年、彼らは大体小学校の6年生ぐらいのレベルだったのです。ですから、社会でどういう動きが起きているかということをしちんとつかんでいなかったということがわかりました。

ところが、現在の20代、30代の方になりますとそれよりもまだ若かったわけです。ですから、情報をきちんと伝達していかなければ途中で意識がなくなってしまうわけです。しかし、40代、50代の方々はあのBSEの混乱を知っておりますので、やはり国産が一番という意識が非常に高かったという結果でした。ですから自分が経験したものについては、40代以上の方々にしてみますと自分の身に迫った身近な問題であるから今でもBSEに対しては極めて意識があります。しかし、この若い方々をどうやっていくかという問題が今後の問題です。

そういう中でも、今、座長がおっしゃいましたように情報の提供ということが、最初のあたりは、たしか厚生年金会館で行いましたけれど、それ以降は十分なリスクコミュニケーションが全然行われていないこと。それから、それをしなくても広く厚生労働省が客観的に消費者に情報提供を行う場があってもいいはずなのですが、専門的な人しか見ないようなサイトでしか情報提供していないこと。それから、今の非定型BSEという問題に対しての情報提供が余りにもなさ過ぎて、消費者は今まで検査していたから安全なのだと。しかし、非定型という意識はないと思います。最近、新聞で非定型と書かれるようになって「何だ」と思っていますけれども、そういうところが余りにもギャップがあり過ぎます。そういう意味からいきますと、私どもの協会でも、非定型はまだ実態解明も不十分と言えるのではないかと。そういう中で危険性を払拭することはなかなか難しいだろうというような結論になっております。

従いまして、そういうことを流通業界さんも意識してほしいと僕は思うところもあり

ますし、そういう意味でも、わかる年齢で結構ですけれども検査を継続してほしいというのが我々の意識だったのです。ですから、広く情報提供していくうちに消費者もだんだん「あっ、大丈夫かな」となりますけれども、今後のスキームについてもわかりやすく示してほしいというのが私どもの結論だったわけです。そういう意味からいきますと、この流通業界さんの「もうやめていい」というのは余りにも簡単な感じがして、私は非常にショックでした。

以上でございます。

(一色部会長)

流通業界というのは、消費者の方の購買行動が変わればまたすぐ態度が変わるような気もいたします。

今回の調査結果を事務局でやっていただきましたけれど、この結果を見て皆さんにご意見をいただきますと、ほとんどの都道府県が全頭検査をやめる方向で検討しようというふうに回答してきているようであります。流通業界の多くの方が、このアンケートの最後の方にありましたけれども、と畜場における検査対象月齢を科学的な根拠に基づいて世界基準に合わせていくことを理解するというような、流れをある程度客観的に見ようとしているということではないかと思いました。

この検討議題につきましてこれで終わりにしたいのですけれど、よろしいでしょうか。

エ 北海道におけると畜牛のBSE検査のあり方についての提言（案）の取りまとめについて

(一色部会長)

それでは、本日の一番大切な議題へ入らせていただきたいと思います。

エの北海道におけると畜牛のBSE検査のあり方についての提言の取りまとめでございます。これまで3回、本専門部会で検討を行ってまいりました。この結果を踏まえまして、さらに、午後から開かれます親委員会であります北海道食の安全・安全委員会からの付託に応えるために、北海道におけると畜牛のBSE検査のあり方についての提言を取りまとめたいと考えます。

提言（案）の検討につきましては、私の方でいわゆるたたき台を準備いたしました。事務局にお渡ししておりますので、異論がなければこの場でスクリーンに映写して、皆様にもプリントしたものを後ほどお配りしたいと思います。

まず、スクリーンに私が作りました素案を映したいと思っておりますけれど、よろしいでしょうか。

それでは、事務局、準備をお願いいたします。

提言（案）であります。事務局で読み上げていただけますか。

この提言（案）につきましては、パソコンを使っておりますので、読み上げて、しばらく見ていただいて、追加または修正のご意見がありましたら委員で検討して、妥当であるとなれば追加あるいは修正を加えていきたいと考えております。

(小田主幹)

大変申し訳ありません。今お手元に印刷したものを先生方にお配りして、あわせて読み上げさせていただきたいと思います。少々お時間をください。

(一色部会長)

それでは、準備ができるまで5分ほど休憩をいたしましょう。その間に印刷ができ上がってくると思います。

それでは、会場の時計で11時10分ぐらいまで休憩とさせていただきます。11時10分ぐらいから再開いたします。

－ 休 憩 －

(一色部会長)

印刷した紙は皆さんお手元に回りましたでしょうか。今2枚目が追加されております。1枚目が提言の私が作りましたたたき台で、2枚目は、これまでの当部会の議論で使いました参考文献のリストでございます。ですから、この部会で今からは、まず1枚目の提言の修正又はその採択に入りたいと考えております。

それでは、すみませんけれど事務局で読み上げていただきたいと思います。

(小田主幹)

はい、了解しました。事務局から、いただきました提言(案)を読み上げさせていただきます。

北海道が行うBSE検査のあり方についての提言(案)

厚生労働省はBSE検査について平成17年に省令を改正し、検査対象を21か月齢以上へ引き上げた。北海道は、海外で依然として感染牛の発生が見られ、BSE対策の効果が十分確認できない状況にあり、消費者や生産者の不安の声も根強いことを踏まえ、道の自主的取り組みとして全頭検査を継続してきた。

国内では、これまで11年以上、生まれた牛に新たな感染牛は発生しておらず、飼料規制とSRMの除去を柱とするBSE対策について、その有効性が確認できる状況となっている。

こうした状況を受け、平成25年5月末には、OIE総会で日本がBSEのリスクを無視できる国として認定される見込みとなっている。

また、非定型BSEを不安視する声があるが、飼料規制の徹底と感染リスクの高い高齢牛の検査により、安全性は確保できるものと考えられる。

以上の点を総合的に考慮すると、と畜場におけるBSE検査については、全頭を対象とする必要性は認められない。

なお、見直しに当たっては、

- 1 道内の生産者や流通関係者並びに消費者に無用の混乱を来さないため、全国同一のリスク管理に取り組むこと
- 2 BSE対策の有効性について、道民に対して丁寧な説明を行うこと
- 3 安全に係わる新たな問題が確認された場合は、国への対応を求めること

が必要である。

以上です。

(一色部会長)

はい。どうもありがとうございました。

それでは、この素案につきましてご意見又は修正をお願いいたしたいと思えます。どうぞお願いいたします。

(塩越特別委員)

消費者の立場からいきますと、上の「こうした状況を受け、平成25年5月末には、O I E総会で日本がB S Eリスクを無視できる国として認定される見込みとなっている」までは、私どもも定型B S Eに対しては今までの対策が非常に有効だったということは認めております。しかしながら、「非定型B S Eを不安視する声があるが」とありますが、これにつきましてはまだデータも少なく未解明の部分が多い状態にあるということも含めると、未解明の部分がある程度解明されるまでは若年牛を含めて高齢牛を検査し、早急に異常のある牛を発見することが必要なのではないかと考えております。

そういう意味からまず入れてほしいと思えますのは、「ついでに、若年齢牛を含め高齢牛を検査し、広く消費者へ情報提供とB S E対策の今後のスキームをわかりやすく示すこと」という意見を附帯意見でつけていただけないかと考えております。

まだ消費者としましては非定型B S Eがもう大丈夫だという、そこまでの安心というのは得られている状況にはありません。そういう意味からも私どもの立場からしますと継続してほしい。全頭かどうかというのは別なのですが、若年齢牛を検査にひっかかる牛についてはできるだけ含めてほしいという意識は持っております。

あとは、「安全に係わる新たな問題が認識された場合は」というのは、これは私どもと同じ意見でございます。

以上でございます。

(一色部会長)

この委員会も非定型の研究をやめろと言っているわけではなくて、いわゆる若年齢牛を含めて非定型についてもっと調査研究をしてほしいという、そういう意味合いですので、塩越委員に文章をもう少し考えていただいて。今言われた文章は長いような気がしますので、「調査研究」という言葉をつけ加えてはいかがかと思うのですけれども、どうでしょうか。

いわゆるB S Eの定型については、かなり調査研究が進んできてリスク管理もうまくいっていると。それで、非定型についても調査研究をもっと進めてほしいという、そういうニュアンスの文章を、「見直しに当たっては」の何番目になるのでしょうか、4番目に入れてもいいですけれども、1、2、3の文章のどこかに挿入できればというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

具体的には、堀内先生、どこか入れ込むいい場所はないでしょうか。2番目のB S E対策の有効性の、その前に「非定型B S Eに関する調査研究も進め」という感じで、2番目に入れ込むというのも一つの考えかも知れませんね。

(堀内特別委員)

今、塩越委員から2点あったと思うのですが、一つは今後のスキームを示してほしいという視点と、非定型のこと。もしその二つをこの附帯事項で1、2、3、4、5として入れ込むとしたら、内容からすると非定型の一色先生が言われたような視点というのは5、最後にしたほうがわかりやすいのかなど。区別して考えたときには、4つ目までは例えば行政が取り組むことに近いところで、未解明な部分の解明が必要であるという視点からすると5つ目ぐらいに入れることになるのかなと思います。

(一色部会長)

小倉委員と佐々木委員はいかがでしょうか。今、追加の文言を二つ入れてほしいというご意見が出ましたけれども。

(小倉特別委員)

私の場合は、意見的なことは相対的に1番、2番に網羅されているかなと思っています。

具体的に北海道も例えばSRMの途上のいろんな状況、それからマニュアル、いろんな変化、レンダリングの変化等々ありますので、こういう今後の作業推移というか進め方として非常に大切なことかなと思いますので、各都道府県のと畜場における決まったことに対する配慮、こういうことをいつの時点までできるのか。余り急いでしまってこれが先行すると、その整備もしないのということになりますので、その整備もそれぞれの行政区域の中でしながら、排除するのであれば48か月の体制をとっていくという方向に。時間がかかるのであれば、そこまでやるよというようなことも必要かと思いません。

(佐々木特別委員)

塩越委員のお話しになったこととちょっとポイントがずれるかもしれませんが、私、業界の人間として思うのは、2番目の「BSE対策の有効性について、道民に対して丁寧な説明を行うこと」とあるのですが、BSE対策の有効性というのは、私が勝手に思うには飼料規制とSRMの除去だと思っているのです。だから、その部分が有効性なんていう曖昧な話ではちょっとわかりづらいなど。

ということは、ちょっと私の認識が違うのかもしれませんが、BSEが発生した当時の話では、飼料規制とSRMがきちんと処分されれば、BSE検査は何のためにするのだといったときに、食の安全という、簡単に言ってしまうとそういうことだったのでしょうけれども、あれは感染の経路をたどるための、逆にそこから原因を特定するためにやるのだということが中心に聞こえていたものですから、その検査をやったことで全ての肉が安全だということを多くの国民が刷り込まれていたと思うのですが、業界の感覚としては、あれは国民が安心するために当分続けようやと。この前段のほうに書かれているようなことだったので、本来、国民がある程度納得という。全ての国民が納得するということは考えられないのですが、ということになるとこのBSE対策の有効性のところが皆さん人によって解釈が違うと思うので、この文章に書き足す必要があるのかどうかかわからないのですが、飼料規制とSRMの除去という

ことがはっきり書かれていたほうがいいのかと思いました。

(塩越特別委員)

これまでの定型BSEであれば、私どもはもうそろそろ思っていたのです。今、佐々木委員のおっしゃるとおりの考え方をしていました。後から非定型という、今もお話がありましたけれども外見上は定型ほどなかなか判断しにくいというような話が出てきて、そういう意味からいきますと、発見の件数は少ないけれどもそれを無視していいのかという考え方ですね。本当にリスクが少ないと言っていいものかどうか。そういうところは今まで検査をやってきたから見つかったのでありまして、もし検査をしなかったらそのまますり抜けているかもしれないというようなところがあります。特に牛肉の場合は、肉牛というのは大体36か月ぐらいまでで肉になってしまいますね。そういうことを考えていくと、発症する期間まで待たないうちにみんなのおなかの中に入ってしまう。そういう確率は極めて高いのではないか。そういうことになってきますと、やっぱりその検査というものの重要性というのはかえって明確になったのではないかとこのところがあります。

で、人にうつるかうつらないかというところがありますけれども、それは例えば人によってアレルギーが出る人、出ない人もいます。そういういろいろな環境、人によって違いますので、そういうことも含めますと私どもとしては、発症してプリオンをちょっとでも持っている牛は流通してほしくないという考え方をしております。そういう意味から、今さら何をと言われるかもしれないかもしれませんが、やはりある程度ははっきりするまで検査を続けてほしいということも含めましてそういう意見を出させていただいたということでございます。佐々木委員のおっしゃることは十分理解しておりますので。

(一色部会長)

それでは、具体的な文章の提案をいただきたいと思います。

今、佐々木委員のご指摘にありました附帯事項の2番目につきましては、塩越委員と佐々木委員で若干意見が異なっておりますので、むしろ、曖昧さは残りますけれどもこのまま文章を生かしてはいかがかと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

ご意見がなければ、2番目の附帯文章は残させていただくことにさせていただきますかと思っております。

堀内委員からご提案がありました4番目と5番目に附帯文章をつけたほうがいいのかということですが、4番目が今後のリスク管理のスキームを明確にすることという、そういう意味合いでよろしいのでしょうか。

(堀内特別委員)

そうですね。塩越委員がおっしゃられたのは多分そういうことだろうと思うのですが、恐らくこれから出てくるであろう厚労省の案というのは、それは途中経過であると思うのです。ですから、今後のあり方というものやはり前もって提示してもらいたいということ。これまで日本でロードマップというところが十分にできていなくてこの混乱を生じているところがありますので、ぜひそういう文言を。

(一色部会長)

ええ。で、要求先といいますか、国と道に対しての要求というようにした方がいいのですか。それとも、国だけでよろしいのでしょうか。

国が管理を変えたいというように言って、地方自治体に協力してほしいという文書が今出ていますので、これは道の委員会の部会ですので国を相手に書いてあるのでは。

(塩越特別委員)

国は当然、国民に説明する義務はあると思うのです。ただ、そういうスキームを国が出されたときに、必ずしも道が横並びでなければならないということはないと思うのです。例えば今まで考えてみますと、道条例で遺伝子組み換え条例なんていうのは国は認めているのに条例を作っていますから、そういうことを考えますと、できれば道につきましても、国がスキームを出したときに果たしてそのとおりにいくのかどうかということの論議というのは必要になってくるのかなと思っておりますが。

(一色部会長)

それでは、例えば、「国と道は今後のリスク管理対策のスキームを明確にすること」という。すみません、事務局でちょっと打っていただけませんか。

4番目の附帯文章として、「国と道は、今後のリスク管理のスキームを明確にすること」というふうに提案されておりますけれど、この「スキーム」という表現はいかがでしょうか。(片仮名言葉は何か)。

(堀内特別委員)

ちょっと難しいかもしれませんね。もう少しマイルドにすると、「長期的展望に立ったリスク管理のあり方について説明を行うこと」というような形でいかがでしょうか。

(一色部会長)

ちょっと2番目の文章と重複があるような気がしますけれども、事務局、それと並行でもう一つ、4番の下に打っていただけませんか。「国と道は、今後の」何でしたかね。

(堀内特別委員)

長期的展望に立ったリスク管理のあり方について説明をすること。

(一色部会長)

文章を起こしてください。並列に並べてもらって、どちらがいいか比べてみたいので。

そうですね。下の文章の方がわかりやすくなったように思われます。「国と道は、今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について説明すること」、これでいかがでしょうか。

それでは、附帯文章の4番目としてこの下の行を採用したいと思います。

5番目が、「非定型BSEを含めた調査研究を推進すること」。「進める」より「推進」の方がいいのではないのでしょうか。推し進めること。推薦の「推」という字を入れていただいて、「推進」ですね。

この中には若齢牛もちゃんと研究してくださいという意味合いを含めたつもりなのですが、いかがでしょうか。修正がありましたらお願いいたします。

(佐々木特別委員)

部会長、いいですか。

(一色部会長)

はい、どうぞ。

(佐々木特別委員)

文書の中に盛り込むことはないとは思いますが、高齢牛、若齢牛の大まかな定義。月齢というのは、と畜場の管理とか何かとなってくると、その辺ははっきりしてもらった方が多分助かると思うので。

(一色部会長)

堀内先生、いかがですか。特に線引きはありましたかね。

(堀内特別委員)

恐らくここの提言は、これから7月あたりに出てくるだろうことを目指しての提言だと思いますので、現段階でここに盛り込むことは難しいかと思うのです。今その48という数字は食安委から出てきていますけれども、今後どうなるのか。今おっしゃった高齢牛の定義というのが、実はその4のあたりに今後さらに明確にしてくださいという意図が含まれているとは思っています。この段階ではなかなかその数字を言うことは難しい。

(佐々木特別委員)

わかりました。

(一色部会長)

はい。ありがとうございました。

追加の文章が二つ入りました。全体を通してもう一度、事務局で読み上げていただけますか。それでもう一度検討したいと思います。

(小田主幹)

最初からでいいですか。

(一色部会長)

最初からお願いします。

(小田主幹)

はい、わかりました。

北海道が行うBSE検査のあり方についての提言（案）

厚生労働省はBSE検査について平成17年に省令を改正し、検査対象を21か月齢以上へ引き上げた。北海道は、海外で依然として感染牛の発生が見られ、BSE対策の効果が十分確認できない状況にあり、消費者や生産者の不安の声も根強いことを踏まえ、道の自主的取り組みとして全頭検査を継続してきた。

国内では、これまで11年以上、生まれた牛に新たな感染牛は発生しておらず、飼料規制とSRMの除去を柱とするBSE対策について、その有効性が確認できる状況となっている。

こうした状況を受け、平成25年5月末には、OIE総会で日本がBSEのリスクを無視できる国として認定される見込みとなっている。

また、非定型BSEを不安視する声があるが、飼料規制の徹底と感染リスクの高い高齢牛の検査により、安全性は確保できるものと考えられる。

以上の点を総合的に考慮すると、と畜場におけるBSE検査については、全頭を対象とする必要性は認められない。

なお、見直しに当たっては、

- 1 道内の生産者や流通関係者並びに消費者に無用の混乱を来さないため、全国同一のリスク管理に取り組むこと。
- 2 BSE対策の有効性について、道民に対して丁寧な説明を行うこと
- 3 安全に係わる新たな問題が確認された場合は、国への対応を求めること
- 4 国と道は、今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について説明すること
- 5 非定型BSEを含めた調査研究を推進すること

が必要である。

以上です。

（一色部会長）

はい。ありがとうございました。

提言の変更がございました。全体を通して今読んでいただきましたけれど、これでいかがでしょうか。

どうぞ。

（塩越特別委員）

一応この内容で出されるのであれば、私ども消費者として一つやっぱりのめないところというのは、非定型BSEの安全性は確保できるものと考えられるというところがございます。本来であれば、そこのところに本当は「若年齢を含め高齢牛を検査し」というのを入れてほしいのですけれども、それはちょっと今の中身からいうとなかなか難しいのかなと思ったりもしているのですが、少なくとも消費者からそういう声が出ているということだけは審議会で両論併記的にご報告いただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

(一色部会長)

今、塩越委員からご意見がございましたけれど、いかがでございましょうか。

若齢牛の検査を入れたとしてもリスクはゼロにならないということもありますので、では、私から次の食の安全・安心委員会の報告をしますので、そのときに、懸念が表明されたということで、「若齢牛」という文言も入れてほしいという意見があったと。そのようにお伝えするということがよろしいでしょうか。

はい。では、そのようにいたします。

修正されました提言（案）につきましてご意見をいただきたいと思います。

ご意見ございませんでしょうか。

それでは、この内容で、この文章で食の安全・安心委員会に報告させていただきたいと思えます。

それでは、ご協力いただきましてありがとうございます。

次の議題に移らせていただきます。

(小田主幹)

ちょっとよろしいですか。

(一色部会長)

どうぞ。

(小田主幹)

プリントアウトしてお配りしてよろしいですか。

(一色部会長)

そうですね。では、会場の皆さんも含めて、できましたらプリントアウトいたしましょう。

では、その間に次の議題を進行したいのですが、よろしいでしょうか。

(2) その他

(一色部会長)

それでは、最後に議題の(2)その他がございます。

委員の先生から、この部会はこれで最後になりますので何か言い残しておきたいことがございましたらお願いいたします。

特に無いようでしたら、事務局はいかがでございますか。

(奥田家畜衛生担当課長)

ございません。

(一色部会長)

そうですか。

それでは、プリントしたものがこの後配られると思いますけれども、一応議題が終了いたしましたので、今日の部会をこれで終了させていただきたいと思います。

本専門部会は今回をもちまして解散ということになりますので、ご協力をいただきましたことについて部会長として感謝いたします。どうもありがとうございました。

それでは、進行は事務局をお願いいたします。

(小田主幹)

一色部会長、どうもありがとうございました。各委員の先生方、事務局の不手際等ございまして多々ご迷惑をおかけしたこと、まことに申しわけありませんでした。おわびを申し上げさせていただきます。

ただいま修正いたしました提言(案)につきましては、今コピーしておりますので、間もなく委員の先生方並びにフロアにもお配りできると思いますので、よろしく願いいたします。

4 閉会挨拶

(小田主幹)

それでは、本部会の閉会に当たりまして農政部食の安全推進局長の多田よりご挨拶申し上げます。

(多田局長)

一色部会長初め委員の皆様には熱心な議論をしていただきましたこと、心からお礼を申し上げたいと思います。まだ手元には配られておりませんが、取りまとめたいただきました提言(案)につきましては午後から開催されます北海道食の安全・安心委員会に報告されてご審議いただくということで、引き続き皆様方のご出席をお願いしたいと思います。

今回のご提言は、ある意味で大きな指標を示していただいたと私考えております。昨年来これまで重ねていただいたご議論の検討プロセスに対して、深く感謝を申し上げます。

終わりになりますけれども、本日、大変お忙しい中ご出席をいただき、改めてお礼を申し上げて閉会に当たっての挨拶とさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

5 閉会

(小田主幹)

これをもちまして第3回BSE専門部会を終了させていただきます。

まだコピーが間に合っておりませんので、もう少々お時間をいただきたいと思いますのでお席のままよろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。